

# 東京海洋大学海洋生命科学部履修規則

	平成16年 4月 1日 海洋大規第 189号
改正	平成16年12月 6日 海洋大規第 239号
改正	平成17年 2月11日 海洋大規第 244号
改正	平成18年 2月 7日 海洋大規第244-2号
改正	平成20年 3月19日 海洋大規第244-3号
改正	平成21年 3月27日 海洋大規第 70号
改正	平成22年 3月11日 海洋大規第 29号
改正	平成23年 3月 3日 海洋大規第 14号
改正	平成24年 3月 1日 海洋大規第 24号
改正	平成25年 2月14日 海洋大規第 11号
改正	平成25年 6月 6日 海洋大規第 37号
改正	平成26年 3月10日 海洋大規第 50号
改正	平成26年 6月12日 海洋大規第 67号
改正	平成27年 1月22日 海洋大規第 3号
改正	平成27年11月12日 海洋大規第 99号
改正	平成28年 1月21日 海洋大規第 91号
改正	平成28年 2月15日 海洋大規第 122号
改正	平成29年 2月20日 海洋大規第 57号
改正	平成31年 3月22日 海洋大規第 41号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 東京海洋大学海洋生命科学部（以下「本学部」という。）における教育課程等に関し必要な事項は、東京海洋大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (授業科目の区分)

第2条 授業科目は、総合科目、基礎科目、専門科目及び教育の基礎的理解に関する科目等に区分する。

2 授業科目を分けて、必修科目及び選択科目とする。

### (単位)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等については、この授業科目に必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

### (卒業の要件)

第4条 本学部を卒業するためには、別表1-1に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。ただし、水産教員養成課程の学生は、別表1-2に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。

### (早期卒業の要件)

第5条 学則第42条第2項の定めるところにより、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、卒業を認定することができる。

2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 教育課程及び履修方法

### (授業科目及び単位数)

第6条 授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。ただし、水産教員養成課程の学生は、別表2及び別表3のとおりとする。

(履修方法)

第7条 学生は、別表2に定める開講年次に従い、履修するものとする。ただし、水産教員養成課程の学生は、別表2及び別表3に定める開講年次に従い、履修するものとする。

2 学生は、授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が予め認めた授業科目に限り、当該学生の所属する年次より高年次に開講する授業科目を履修することができる。ただし、専門科目の卒業研究科目を除く。

(履修科目の登録)

第8条 学生は、所定の期間内に、その学年において履修しようとする授業科目を所定の方法により登録し、その内容を確認しなければならない。

2 前項の登録内容に不備がある場合は、所定の期間内に所定の方法で修正しなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第9条 当該年度中に履修登録できる単位数は、第1年次生及び第2年次生においては各50単位、第3年次生及び第4年次生においては各60単位を上限とする。ただし、前学期又は後学期における履修登録単位数は第1年次生及び第2年次生にあつては各30単位、第3年次生及び第4年次生にあつては各40単位を超えてはならない。

2 前学期又は後学期において、履修登録確認後においてもなおかつ前項の上限を超えている場合には、当該学期の全授業科目の履修登録を無効とする。

3 集中授業（特定期間に集中して行う授業をいう。）、実習、学則第34条、第35条及び第36条に基づき本学において修得したものとみなされた単位、教育の基礎的理解に関する科目等、理科教育法Ⅰ、理科教育法Ⅱ、水産科教育法Ⅰ、水産科教育法Ⅱ及び学芸員に関する科目は、前2項に定める単位数に算入しない。ただし、水産教員養成課程の学生にあつては、教育の基礎的理解に関する科目等、水産科教育法Ⅰ及び水産科教育法Ⅱは前2項の単位数に算入する。

(他学科等及び他学部の履修)

第10条 学生は、本学部の他学科の授業科目及び他学部の授業科目を履修することができる。ただし、履修可能な科目は当該授業科目を開講する学科及び学部が認めたものに限る。

2 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、「他学部の授業科目の履修願」に希望する科目の担当教員の許可を得て、履修科目の登録期間内に提出しなければならない。

3 他学科及び他学部の授業科目で、開講する学部及び学科において卒業に必要な単位数に含まない授業科目は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(先行履修)

第11条 第4年次の学生は、第22条に定める卒業論文及びセミナーの指導教員が教育上有益であり修学に支障がないと認め、かつ東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科博士前期課程（以下「大学院」という。）の授業科目の担当教員が履修可能と認めた場合、6単位を限度として先行して履修（以下「先行履修」という。）することができる。

2 先行履修を希望する学生は、「先行履修許可願」に卒業論文及びセミナーの指導教員並びに希望する大学院の授業科目の担当教員の署名又は押印を得て、履修科目の登録期間内に学務部教務課に提出しなければならない。

3 先行履修により修得した単位は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(外国人留学生に対する授業科目等の特例)

第12条 学則第47条に規定する外国人留学生に対する授業科目等の特例については、別に定める。

### 第3章 試験、成績評価及び単位の授与等

(試験)

第13条 定期試験は、授業科目ごとに、当該授業が終了した学期末の所定の期間に行う。ただし、定期試験以外の試験をもってこれに代えることができる。

2 定期試験は、履修登録を行った授業科目に限り、受けることができる。

3 定期試験は、授業科目の出席時数が全授業時数の3分の2に満たない場合は、受けることができない。

(追試験)

第14条 疾病その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、当該学期の定期試験の終了後7日以内に、追試験願にその事由を証明する診断書等を添えて、担当教員に提出しなければならない。

3 追試験の実施日は、担当教員が指定する。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、平常の学業成績及び定期試験等の成績を総合して行うものとする。

(成績の評価基準)

第16条 成績の評価基準は、次のとおりとする。

成績評価		評価点
合格	A+	100点～90点
	A	89点～80点
	B	79点～70点
	C	69点～60点
不合格	F	59点～0点

(注) 評価点は、100点を満点とした点数である。

(単位の授与)

第17条 成績評価の結果、合格の評価を得た学生に対しては、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、学則第54条第3号又は第4号の規定に基づき除籍となった学生に対しては、入学料納付期日の属する学期又は授業料未納学期における単位を授与しない。

(再履修)

第18条 不合格となった授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

(修学指導)

第19条 単位修得の状況が不振の学生に対して、個別に修学指導を行うことがある。

2 前項の修学指導の対象となる学生の成績等の基準その他修学指導に必要な事項は、別に定める。

第4章 進級、卒業論文及びセミナー

(第3年次への進級の要件)

第20条 第2年次の学年終了時までには、修得した授業科目の単位数の合計が70単位に満たない学生は、第3年次へ進級することができない。ただし、第3年次へ進級できない場合でも、担当教員の許可が得られる場合は、第3年次に開講されている科目を履修することができる。

2 前項の進級の要件となる単位数には、第4条(卒業要件)に規定する授業科目の区分ごとに定められた単位数を超えて修得した単位は、算入しない。

3 第1項に規定する単位数には、次表の授業科目の単位を含むものとする。

学科	海洋生物	食品生産	海洋政策	備考
科目区分	資源学科	科学科	文化学科	

総合科目	14	14	14	フレッシュマンセミナー（1単位）を含む。
基礎科目	20	20	14	基礎科目の必修科目（指定の選択必修科目を含む）及びTOEIC入門（1単位）を含む。TOEIC演習（1単位）を含まない。
専門科目のコア課程科目	6	7	12	海洋政策文化学科においては海洋政策文化入門（2単位）を含む。
専門科目のアドバンスト課程科目（基礎教育）		9		
教育の基礎的理解に関する科目等	7	7	7	水産教員養成課程学生のみに適用

（第4年次への進級の要件）

第21条 第3年次の学年終了時まで、総合科目外国語系の単位8単位以上、基礎科目の「TOEIC演習」及び海洋政策文化学科においては専門科目のコア課程科目「海洋政策文化研究法」の単位を含め、修得した授業科目の単位数の合計が104単位に満たない学生は、第4年次へ進級することができない。ただし、第4年次へ進級できない場合でも、担当教員の許可が得られる場合は、第4年次に開講されている科目を履修することができる。（セミナー及び卒業論文を除く。）

- 2 前項の進級の要件となる単位数には、第4条（卒業要件）に規定する授業科目の区分ごとに定められた単位数を超えて修得した単位は、算入しない。
- 3 水産教員養成課程の学生にあつては、第1項の104単位に教育の基礎的理解に関する科目等を10単位以上含むものとする。

（卒業論文及びセミナー）

第22条 卒業論文及びセミナーを履修する学生は、所属する学科の教員の中から当該教員の許可を得て、その指導を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属する学科主任の承認を得た場合は、他学科等の教員の許可を得て、その指導のもとに履修することができる。
- 3 第21条の規定に定める第4年次への進級の要件を満たさない学生は、卒業論文及びセミナーの履修はできない。
- 4 セミナーの単位には、別に定める研究者倫理教育の学修を含むものとする。

（卒業論文の提出）

第23条 卒業論文は、あらかじめ指導教員の許可を得た題目を学務部教務課に届けなければならない。

- 2 卒業論文が完成したときは、指導教員に提出しなければならない。

第5章 免許の取得に関する科目

（教育職員の免許取得）

第24条 水産教員養成課程の学生及び学則第37条の規定に基づく、教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、別表3に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

（学芸員の資格の取得）

第25条 学芸員の資格を取得しようとする学生は、別表4に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格の取得）

第26条 食品生産科学科の学生で、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする学生は、別表5に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(船舶職員養成施設の修了資格の取得)

第27条 船舶職員養成施設の修了資格を取得しようとする学生は、別表6に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(海技免許講習の修了資格の取得)

第28条 海技免許講習の修了資格を取得しようとする学生は、別表7に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(第一級海上特殊無線技士の資格の取得)

第29条 第一級海上特殊無線技士の資格を取得しようとする学生は、別表8に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(船舶衛生管理者の資格の取得)

第30条 船舶衛生管理者の資格を取得しようとする学生は、別表9に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

## 第6章 水産専攻科進学

(水産専攻科進学の要件)

第31条 水産専攻科へ進学を志望する者は、第2年次終了後、所定の期間内に専攻科進学願を学務部教務課を経て学部長に提出しなければならない。なお、進学願の提出時まで、別表6の備考欄に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

2 水産専攻科への進学を志望する者は、別表6及び別表7に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の東京海洋大学海洋科学部履修規則(以下「履修規則」という。)別表専門科目〔海洋食品科学科〕及び専門科目〔海洋食品科学科(水産教員養成課程)〕の授業科目中、「食品科学実務実習」については、平成16年度入学者にあつては、当該学生に適用される履修規則別表専門科目〔海洋食品科学科〕及び専門科目〔海洋食品科学科(水産教員養成課程)〕の授業科目に、平成13~15年度入学者にあつては、当該学生に適用される東京水産大学履修規則別表専門科目〔食品生産学科〕及び専門科目〔食品生産学科(水産教員養成課程)〕の授業科目に開講しているものとして取り扱う。

### 附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規則別表専門科目〔海洋政策文化学科〕及び専門科目〔海洋政策文化学科(水産教員養成課程)〕の授業科目中、「マーケティングⅠ」、「マーケティングⅡ」、「地域政策論」、「地域環境論」、「マーケティング海外研修」については、平成16年度入学者にあつては、当該学生に適用される履修規則別表専門科目〔海洋政策文化学科〕及び専門科目〔海洋政策文化学科(水産教員養成課程)〕の授業科目に開講しているものとして取り扱い、「食品マーケティング論」、「地域研究論」及び「流通・マーケティング論海外研修」を削る。

3 改正後の履修規則別表「食品流通安全管理システムコースに関する科目」については、平成16年度入学者にあつては、当該学生に適用される履修規則別表に開講しているものとして取り扱い、平成13~15年度入学者にあつては、当該学生に適用される東京水産大学履修規則別表に開講しているものとして取り扱う。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
- 2 平成17年度以前入学の海洋政策文化学科学生にあっては、平成18年3月31日以前に修得した単位の授業科目の区分については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。ただし、別表3、別表4(3)、別表4(4)、別表11(2)及び別表12(2)の授業科目の改正については、平成20年度入学者から適用する。
- 2 別表12(1)の授業科目は、平成16年度から平成19年度までの入学者の卒業に必要な単位に含まれない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第3項のうち大学院の授業科目に関する規定及び第10条の2の規定は、水産学部に在学する学生にこれを準用する。この場合において、第10条の2第1項中「第20条」とあるのは、「東京水産大学履修規則第15条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者及び平成23年度までの編入学者については、改正後の別表4(1)中「教職実践演習(高等学校)」を除き、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者及び平成24年度までの編入学者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者及び平成25年度までの編入学者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者及び平成26年度までの編入学者については、改正後の別表3(3)中「海外派遣キャリア演習」を除き、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者及び平成27年度までの編入学者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成26年6月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正前の別表3(3)の授業科目中「海外派遣キャリア演習」を履修した在学生にあっては、改正後の同表の授業科目中「海外派遣キャリア演習Ⅰ」を履修したものとして扱う。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者及び平成28年度までの編入学者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在学する者及び平成29年度までの編入学者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年海洋大規第57号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日に海洋科学部に在学する学生及びこの規則の施行後に海洋科学部に編入学又は再入学する学生にあつては、改正前の東京海洋大学海洋科学部履修規則を適用する。

**附 則**（平成31年海洋大規第41号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者及び平成32年度までの編入学者については、第17条第2項を除き、なお従前の例による。

別表1-1

授業科目の区分		学科	海洋生物資源学科	食品生産科学科	海洋政策文化学科
総合科目	共通導入科目		8	8	8
	文化学系		4	4	4
	哲学・科学論系		4	4	4
	社会科学系		4	4	4
	健康・スポーツ系		2	2	2
	外国語系		8	8	8
	自由選択		4	4	4
基礎科目	必修		12	13	12
	選択		9	8	6
	グローバル・キャリア 関連科目	必修	2	2	2
		選択	(専門科目他学部・他学科等開講科目の単位数に算入する)		
専門科目	コア課程科目	必修	11	11	4
		選択	—	—	18
	アドバンスト課程科目	必修	—	10	—
		選択	41	29	31
	他学部・他学科等開講科目		6	6	6
	卒業研究科目		9	11	11
卒業に必要な単位			124	124	124
<p>備考: 1 総合科目のうち自由選択については, 本学部の総合科目の中から自由に選択し, 履修すること。また, 海洋工学部及び海洋資源環境学部の総合科目のうち, 本学部の授業科目と名称が異なるものも含めることができる。</p> <p>2 他学部・他学科等開講科目は, 他学部の専門科目及び本学部の他学科の専門科目(所属学科と同一名称又は共通開講の科目を除く。)及び基礎科目のグローバル・キャリア関連科目の選択科目とする。なお, これらの授業科目で, 開講する学部・学科において卒業に必要な単位数に含まない授業科目は, 卒業に必要な単位数に算入しない。</p>					



別表1-2(水産教員養成課程)

授業科目の区分		学科	海洋生物資源学科	食品生産科学科	海洋政策文化学科
総合科目	共通導入科目		8	8	8
	文化学系		4	4	4
	哲学・科学論系		4	4	4
	社会科学系		*4	*4	*4
	健康・スポーツ系		*2	*2	*2
	外国語系		8	8	8
基礎科目	必修		12	13	12
	選択		9	8	6
	グローバル・キャリア 関連科目	必修	2	2	2
専門科目	コア課程科目	必修	11	11	4
		選択	—	—	18
	アドバンスト課程科目	必修	*5	*15	*5
		選択	32	20	22
	卒業研究科目		9	11	11
教育の基礎的理解に関する科目等			23	23	23
卒業に必要な単位			133	133	133
<p>備考: 1 *印の単位には, 総合科目は日本国憲法, スポーツⅠ及びスポーツⅡの単位を, 専門科目は職業指導, 水産科教育法Ⅰ及び水産科教育法Ⅱの単位を含む。</p> <p>2 別表3の高等学校教諭一種免許状(水産)取得に必要な科目の単位を修得しなければならない。</p>					

別表2

(1) 総合科目

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								備 考	
	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
共通導入科目										○印の数字は、必修科目の単位数を表す。
フレッシュマンセミナー	①(集中)								①	
海洋生命科学概論	①								①	
海洋工学概論	①								①	
海洋資源環境学概論	①								①	
情報リテラシー	②								②	
日本語表現法		②							②	
文化学系										
文学		2							2	
人文地理学	2								2	
ヨーロッパ文化論		2							2	
現代ヨーロッパ論		2							2	
英米社会文化入門				2					2	
英米表象文化入門			2						2	
哲学・科学論系										
哲学	2								2	
哲学史				2					2	
心理学			2						2	
現代倫理学		2							2	
生命・環境文化			2						2	
科学史	2								2	
技術史				2					2	
社会科学系										
社会学		2							2	
国際法	2								2	
日本国憲法		2							2	
経済学	2								2	
近現代史	2								2	
政治学		2							2	
健康・スポーツ系										
健康科学	2								2	
スポーツ I	1								1	
スポーツ II		1							1	
外国語系										
Basic English I	1								1	
Basic English II		1							1	
Practical English I	1								1	
Practical English II		1							1	
Effective English I			1						1	
Effective English II				1					1	
Interactive English I			1						1	
Interactive English II				1					1	
Intensive English I					1				1	
Intensive English II						1			1	
Intensive English III					1				1	
Intensive English IV						1			1	
ドイツ語 I	1								1	
ドイツ語 II		1							1	
ドイツ語 III			1						1	
ドイツ語 IV				1					1	
フランス語 I	1								1	
フランス語 II		1							1	
フランス語 III			1						1	
フランス語 IV				1					1	
ロシア語 I	1								1	
ロシア語 II		1							1	
ロシア語 III			1						1	
ロシア語 IV				1					1	
中国語 I	1								1	
中国語 II		1							1	
中国語 III			1						1	
中国語 IV				1					1	
スペイン語 I	1								1	
スペイン語 II		1							1	
スペイン語 III			1						1	
スペイン語 IV				1					1	
※韓国語 I	2(放送大)	2(放送大)							2	
※韓国語 II	2(放送大)	2(放送大)							2	

各別表中の(集中)は集中授業を示す。

※印の科目の単位は、放送大学との単位互換協定により修得できる。

(2) 基礎科目 [海洋生物資源学科]

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								備 考	
	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
<b>基礎科目</b>										
◎基礎微積分Ⅰ	2								2	◎印の「基礎微積分Ⅰ」「基礎微積分Ⅱ」「数理解析」「線形代数」の中から3科目以上修得しなければならない。 ○印の数字は、必修科目の単位数を表す。 第3年次進級に必要な単位として、○印の全ての必修科目、◎印の選択必修科目から3科目以上及び「TOEIC入門」を含めて20単位以上を修得すること（「TOEIC演習」は含まない）。
◎基礎微積分Ⅱ	2								2	
◎数理解析		2							2	
◎線形代数		2							2	
水産海洋概論Ⅰ	②								②	
水産海洋概論Ⅱ		②							②	
統計学			②						②	
情報処理概論				2					2	
物理学	②								②	
物理学実験							1		1	
化学	②								②	
生物学	②								②	
地学							2		2	
地学実験							1		1	
陸水学				2					2	
<b>グローバル・キャリア関連科目</b>										
TOEIC入門	①								①	グローバル・キャリア関連科目の選択科目は、専門科目他学部・他学科等開講科目の単位数に算入する。
TOEIC演習					①(集中)				①	
グローバルキャリア入門	2(集中)								2	
海外派遣キャリア演習Ⅰ					2(集中)				2	
海外派遣キャリア演習Ⅱ							2(集中)		2	
キャリア形成論Ⅰ	1(集中)								1	
キャリア形成論Ⅱ					1(集中)				1	

(3) 専門科目 [海洋生物資源学科]

専 門 科 目	年 次 及 び 単 位 数								備 考	
授 業 科 目	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
<b>コア課程科目</b>										
生物化学Ⅰ			②						②	○印の数字は、必修科目の単位数を表す。 <b>第3年次進級要件</b> 第2年次終了時まで、下記の単位を含め、卒業に必要な単位を70単位以上修得しなければならない。 3年次へ進むことができない。 1. 総合科目14単位以上（「フレッシュマンセミナー」を含む） 2. 基礎科目20単位以上（必修科目（指定の選択必修科目含む）及び「TOEIC入門」を含む。「TOEIC演習」を含まない） 3. 専門科目のコア課程科目6単位以上  <b>第4年次進級要件</b> 第3年次終了時まで、総合科目外国語系の単位8単位以上及び基礎科目の「TOEIC演習」の単位を含め、卒業に必要な単位を104単位以上修得しなければならない。 第4年次へ進むことができない。 なお、授業科目の区分ごとに定められた卒業に必要な単位を超えて修得した単位は、卒業に必要な単位には算入しない。  ▲印の科目は卒業に必要な単位に含まない。（水産教員養成課程を除く）  ●印の科目は、卒業に必要な単位に含まない。
有機化学Ⅰ		②							②	
分子生物学		②							②	
微生物学			②						②	
微生物学実験				①					①	
公衆衛生学					②				②	
<b>アドバンスト課程科目</b>										
<b>(基礎教育)</b>										
応用統計学				2					2	
海洋動物学		2							2	
海洋植物学		2							2	
海洋動植物学実習			1(集中)						1	
生物化学Ⅱ				2					2	
有機化学Ⅱ			2						2	
比較生理学			2						2	
比較生理学実験					1				1	
動物発生学			2						2	
動物組織学			2						2	
動物組織学実験				1					1	
遺伝子工学			2						2	
遺伝子工学実験				1					1	
動物生態学			2						2	
集団生物学				2					2	
藻類生態学			2						2	
漁具漁法学			2						2	
海洋生物資源実務実習					1(集中)				1	
▲職業指導						1			1	
▲水産科教育法Ⅰ※					2				2	
▲水産科教育法Ⅱ※						2			2	
●理科教育法Ⅰ※			2						2	
●理科教育法Ⅱ※				2					2	
<b>(生命科学系)</b>										
応用藻類学					2				2	
応用藻類学実習					1(集中)				1	
水族遺伝育種学						2			2	
水族病理学					2				2	
水族病理学実習							1(集中)		1	
水族養殖学					2				2	
水族養殖・育種学実習Ⅰ						1(集中)			1	
水族養殖・育種学実習Ⅱ							1(集中)		1	
水族栄養学					2				2	
水族薬理学						2			2	
応用微生物学					2				2	
応用微生物学実験					1				1	
栄養生物化学実験					1				1	

<b>(生物資源学系)</b>								
魚群行動学					2			2
漁業科学実習			1(集中)					1
生物資源モデリング					2			2
保全増殖学					2			2
鯨類資源論					2			2
集団生物学実習					1(集中)			1
漁業解析学					2			2
生産システム学					2			2
漁業科学演習					1			1
応用保全生物学					2			2
動物生態学実習					1(集中)			1
生物資源解析学					2			2
生物資源解析学演習						1		1
生物資源解析学実習					1(集中)			1
漁業科学実験					1			1
<b>卒業研究科目</b>								
セミナー							①(集中)	①
卒業論文							⑧(集中)	⑧

(4) 基礎科目 [食品生産科学科]

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								備 考		
	1年次		2年次		3年次		4年次			計	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期			
<b>基礎科目</b>											
◎基礎微積分Ⅰ	2								2	◎印の「基礎微積分Ⅰ」「基礎微積分Ⅱ」「数理解析」「線形代数」の中から3科目以上修得しなければならない。 ○印の数字は、必修科目の単位数を表す。 第3年次進級に必要な単位として、○印の全ての必修科目、◎印の選択必修科目から3科目以上及び「TOEIC入門」を含めて20単位以上を修得すること（「TOEIC演習」は含まない）。	
◎基礎微積分Ⅱ	2								2		
◎数理解析		2							2		
◎線形代数		2							2		
水産海洋概論Ⅰ	②								②		
水産海洋概論Ⅱ		②							②		
統計学			②						②		
情報処理概論				2					2		
物理学	②								②		
化学	②								②		
生物学	②								②		
物理学実験				①					①		
地学							2		2		
地学実験							1		1		
陸水学				2					2		
<b>グローバル・キャリア関連科目</b>											
TOEIC入門	①								①		グローバル・キャリア関連科目の選択科目は、専門科目他学部・他学科等開講科目の単位数に算入する。
TOEIC演習					①(集中)				①		
グローバルキャリア入門	2(集中)								2		
海外派遣キャリア演習Ⅰ					2(集中)				2		
海外派遣キャリア演習Ⅱ							2(集中)		2		
キャリア形成論Ⅰ	1(集中)								1		
キャリア形成論Ⅱ					1(集中)				1		

(5) 専門科目 [食品生産科学科]

<b>専門科目</b>										
<b>コア課程科目</b>										
有機化学Ⅰ★		②							②	○印の数字は、必修科目の単位数を表す。 <b>第3年次進級要件</b> 第2年次終了時まで、下記の単位を含め、卒業に必要な単位を70単位以上修得しなければならない。3年次へ進むことができない。 1. 総合科目14単位以上（「フレッシュマンセミナー」を含む） 2. 基礎科目20単位以上（必修科目（指定の選択必修科目含む）及び「TOEIC入門」を含む。「TOEIC演習」を含まない） 3. 専門科目のコア課程科目7単位以上及び専門科目のアドバンスト課程科目（基礎教育）9単位以上 <b>第4年次進級要件</b> 第3年次終了時まで、総合科目外国語系の単位8単位以上及び基礎科目の「TOEIC演習」の単位を含め、卒業に必要な単位を104単位以上修得しなければならない。4年次へ進むことができない。
生物化学Ⅰ★			②						②	
分子生物学		②							②	
微生物学★			②						②	
微生物学実験★				①					①	
公衆衛生学★					②				②	
<b>アドバンスト課程科目</b>										
<b>(基礎教育)</b>										
生産物理学		②							②	
食品生産科学入門実験★		①							①	
食品化学★				②					②	
化学実験			②						②	
食品工学★			②						②	
生物化学Ⅱ★				2					2	
有機化学Ⅱ★				2					2	
物理化学				2					2	
<b>(実践教育)</b>										
応用統計学				2					2	
食品微生物学★				2					2	
食品化学基礎実験★					1				1	
衛生微生物学★					2				2	
食品分析学★					2				2	
食品衛生学★					2				2	
食品生産学実習★					①(集中)				①	
食品加工学★					2				2	

食品貯蔵学★					2			2	なお、授業科目の区分ごとに定められた卒業に必要な単位を超えて修得した単位は、卒業に必要な単位には算入しない。  食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得する学生は★印の科目の単位を修得しなければならない。  ▲印の科目は卒業に必要な単位に含まない。(水産教員養成課程を除く)  ●印の科目は、卒業に必要な単位に含まない。  ※印の各教科教育法については、高等学校教諭一種免許状(理科)を取得するためには理科教育法Ⅰ及び理科教育法Ⅱ、高等学校教諭一種免許状(水産)を取得するためには水産科教育法Ⅰ及び水産科教育法Ⅱの単位を修得すること。
食品保全化学★				2				2	
食品冷凍学★					2			2	
食品工学実験				2				2	
資源利用化学★				2				2	
食品機能学					2			2	
食品化学実験★					2			2	
食品微生物学実験				1				1	
食品包装論★					2			2	
食品流通安全管理論				2				2	
食品殺菌工学★				2				2	
食品工学演習Ⅰ				1				1	
食品工学演習Ⅱ					1			1	
食品生産システム論				2				2	
食品物性学				2				2	
食品生産システム調査			1(集中)					1	
食品科学実務実習				1(集中)				1	
▲職業指導					1			1	
▲水産科教育法Ⅰ※				2				2	
▲水産科教育法Ⅱ※					2			2	
●理科教育法Ⅰ※			2					2	
●理科教育法Ⅱ※			2					2	
卒業研究科目									
セミナー						①(集中)		①	
卒業論文						⑧(集中)		⑧	
自己啓発型食品生産科学アドバンスプログラム					②			②	

(6) 基礎科目 [海洋政策文化学科]

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								備 考	
	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
<b>基礎科目</b>										
基礎微積分Ⅰ	②								②	○印の数字は、必修科目の単位数を表す。 ◎印の「数理解析」「線形代数」の中から1科目以上を修得しなければならない。 ◇印の「物理学」「化学」「地学」「陸水学」の中から1科目以上修得しなければならない。 第3年次進級に必要な単位として、○印の全ての必修科目、◎印の選択必修科目から1科目以上及び「TOEIC入門」を含めて14単位以上を修得すること(「TOEIC演習」は含まない)。  グローバル・キャリア関連科目の選択科目は、専門科目他学部・他学科等開講科目の単位数に算入する。
基礎微積分Ⅱ	②								②	
◎数理解析		2							2	
◎線形代数		2							2	
水産海洋概論Ⅰ	②								②	
水産海洋概論Ⅱ		②							②	
統計学			②						②	
情報処理概論				2					2	
◇物理学	2								2	
物理学実験							1		1	
◇化学	2								2	
生物学	②								②	
◇地学							2		2	
地学実験							1		1	
◇陸水学				2					2	
<b>グローバル・キャリア関連科目</b>										
TOEIC入門	①								①	
TOEIC演習					①(集中)				①	
グローバルキャリア入門	2(集中)								2	
海外派遣キャリア演習Ⅰ					2(集中)				2	
海外派遣キャリア演習Ⅱ							2(集中)		2	
キャリア形成論Ⅰ	1(集中)								1	
キャリア形成論Ⅱ					1(集中)				1	

(7) 専門科目 [海洋政策文化学科]

専 門 科 目										備 考
<b>コア課程科目</b>										○印の数字は、必修科目の単位数を表す。 <b>第3年次進級要件</b> 第2年次終了時まで、下記の単位を含め、卒業に必要な単位を70単位以上修得しなければ、3年次へ進むことができない。 1. 総合科目14単位以上(「フレッシュマンセミナー」を含む) 2. 基礎科目14単位以上(必修科目(指定の選択必修科目含む)及び「TOEIC入門」を含む)及び「TOEIC演習」を含まない) 3. 専門科目のコア課程科目12単位以上(「海洋政策文化入門」を含む) <b>第4年次進級要件</b> 第3年次終了時まで、総合科目外国語系の単位8単位以上及び基礎科目の「TOEIC演習」及び「海洋政策文化研究法」の単位を含め、卒業に必要な単位を104単位以上修得しなければ第4年次へ進むことができない。
(共通系)										
海洋政策文化入門	②								②	
海洋政策文化研究法				②					②	
(海洋産業・海洋政策系)										
日本経済論		2							2	
経営学		2							2	
水産経済学			2						2	
海洋法				2					2	
漁場利用制度論			2						2	
海洋環境政策論			2						2	
資源利用関係論				2					2	
(海洋環境教育・海洋スポーツ系)										
水圏環境教育学		2							2	
環境と教育				2					2	
海洋性レクリエーション論			2						2	
(国際・科学文化系)										
国際文化思想論			2						2	
多文化環境論			2						2	
科学技術論					2				2	
生命・環境倫理学					2				2	

アドバンスト課程科目							
<b>(共通系)</b>							
海洋政策文化インターンシップ				1(集中)			1
海洋政策文化特別講義			1(集中)				1
▲職業指導					1		1
▲水産科教育法Ⅰ※				2			2
▲水産科教育法Ⅱ※					2		2
●理科教育法Ⅰ※			2				2
●理科教育法Ⅱ※				2			2
<b>(海洋産業・海洋政策系)</b>							
水産技術論		2					2
海洋政策演習		1(集中)					1
漁業経営論				2			2
食品マーケティング論				2			2
海事法規			2				2
海洋環境法			2				2
水産経済史				2			2
資源経済論				2			2
漁業管理論					2		2
沿岸域利用論				2			2
食料経済論	2						2
水産物流通論				2			2
海洋管理制度論					2		2
水産政策論					2		2
海洋政策実習				1(集中)			1
沿岸地域社会調査				1(集中)			1
水産調査			1(集中)				1
漁村フィールドワーク実習				1(集中)			1
沿岸域管理論				2			2
<b>(海洋環境教育・海洋スポーツ系)</b>							
海と健康			2				2
マリンスポーツ実習			1(集中)				1
スポーツ生理学				2			2
健康・スポーツ科学演習					1		1
水圏環境教育学実習			1(集中)				1
水圏環境コミュニケーション学実習				1(集中)			1
栄養生物化学実験				1			1
動物発生学			2				2
魚群行動学				2			2
集団生物学				2			2
比較生理学			2				2
微生物学			2				2
動物組織学			2				2
資源生物学実験				1			1
漁具漁法学			2				2
水族栄養学				2			2
<b>(国際・科学文化系)</b>							
魚食文化論	2						2
海洋文化史			2				2
実践的基礎文学				2			2
海洋文明論				2			2
メディア文化論				2			2
環境文学				2			2
環境思想				2			2
海洋文学					2		2
政治哲学				2			2
生命・環境倫理学の諸問題					2		2
科学技術論の諸問題					2		2
国際協力論				2(集中)			2
国際関係論			2				2
国際関係論特論				2			2
日本社会理解					2		2
<b>卒業研究科目</b>							
海洋政策文化セミナーⅠ				①			①
海洋政策文化セミナーⅡ					①(集中)		①
セミナー						①(集中)	①
卒業論文						⑧(集中)	⑧

なお、授業科目の区分ごとに定められた卒業に必要な単位を超えて修得した単位は、卒業に必要な単位には算入しない。

▲印の科目は卒業に必要な単位に含まない。(水産教員養成課程を除く)

●印の科目は、卒業に必要な単位に含まない。

※印の各教科教育法については、高等学校教諭一種免許状(理科)を取得するためには理科教育法Ⅰ及び理科教育法Ⅱ、高等学校教諭一種免許状(水産)を取得するためには水産科教育法Ⅰ及び水産科教育法Ⅱの単位を修得すること。



(3) 教科及び教科の指導法に関する科目 (水産)

別表3 (3) の科目を36単位以上修得すること。

学 科 毎 の 授 業 科 目			
海洋生物資源学科	食品生産科学科	海洋政策文化学科	備考
職業指導※ 水産科教育法Ⅰ※ 水産科教育法Ⅱ※	職業指導※ 水産科教育法Ⅰ※ 水産科教育法Ⅱ※	職業指導※ 水産科教育法Ⅰ※ 水産科教育法Ⅱ※	※印の一般的包括的内容を含む科目を全て修得すること。  *の科目について、高等学校教諭一種免許状(水産)を取得するためには、職業指導、水産科教育法Ⅰ及び水産科教育法Ⅱの単位を修得すること。
海洋動物学 海洋植物学 海洋動植物学実習 水族遺伝育種学 応用藻類学 応用藻類学実習 水族病理学 水族病理学実習 水族養殖学 水族養殖・育種学実習Ⅰ 水族養殖・育種学実習Ⅱ 水族栄養学 水族薬理学 応用微生物学 応用微生物学実験 漁具漁法学 漁業科学実習 生物資源モデリング 保全増殖学 鯨類資源論 集団生物学実習 漁業解析学 生産システム学 漁業科学演習 応用保全生物学 動物生態学実習 生物資源解析学 生物資源解析学演習 生物資源解析学実習 海洋生物資源実務実習 漁業科学実験	海洋植物学 海洋動物学 公衆衛生学 食品生産科学入門実験 資源利用化学 食品化学 食品微生物学 食品分析学 食品衛生学 食品生産学実習 食品加工学 食品貯蔵学 食品保全化学 食品冷凍学 食品工学実験 食品殺菌工学 食品工学演習Ⅰ 食品工学演習Ⅱ 食品生産システム論 食品物性学 漁具漁法学	海洋政策文化入門 海洋政策文化研究法 水産経済学 海洋環境政策論 環境と教育 海洋政策文化インターンシップ 海洋政策文化特別講義 沿岸域利用論 食料経済論 水産物流通論 漁業経営論 食品マーケティング論 水産経済史 資源経済論 水産技術論 漁業管理論 海事法規 海洋環境法 海洋管理制度論 水産政策論 海洋法 海洋政策演習 海洋政策実習 沿岸地域社会調査 水産調査 漁村フィールドワーク実習 海洋性レクリエーション論 マリンスポーツ実習 海洋政策文化セミナーⅠ 海洋政策文化セミナーⅡ 漁具漁法学 漁場利用制度論 生物資源解析学	



(4) 教科及び教科の指導法に関する科目 (理科)

別表3 (4) の科目を36単位以上修得すること。

規定科目	学 科 毎 の 授 業 科 目			備考
	海洋生物資源学科	食品生産科学科	海洋政策文化学科	
教科の指導法	理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ	理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ	理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ	<p>高等学校教諭一種免許状(理科)を取得するためには、教科の指導法4単位(理科教育法Ⅰ2単位及び理科教育法Ⅱ2単位)、物理学2単位、化学2単位、生物学2単位、地学2単位、いずれかの実験から1単位(※)を含め36単位以上修得すること。</p> <p>*各規定科目ごとに、*印の一般的包括的内容を含む科目を1科目以上修得すること。</p> <p>本表記載の「教科及び教科の指導法に関する科目」は、中学校教諭一種免許状(理科)の取得のために用いることはできない。</p>
物理学	物理学*	物理学* 食品工学 生産物理学	物理学* 食品工学 生産物理学	
化学	化学* 生物化学Ⅰ 生物化学Ⅱ 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ	化学* 生物化学Ⅰ 生物化学Ⅱ 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 物理化学 食品包装論	化学* 生物化学Ⅰ 生物化学Ⅱ 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 物理化学	
生物学	生物学* 分子生物学 藻類生態学 微生物学 比較生理学 動物発生学 動物組織学 遺伝子工学 動物生態学 集団生物学 魚群行動学	生物学* 分子生物学 微生物学 衛生微生物学	生物学* 生命・環境倫理学 動物発生学 魚群行動学 集団生物学 微生物学 動物組織学 資源利用関係論 沿岸域管理論 比較生理学	
地学	地学* 陸水学	地学* 陸水学	地学* 陸水学	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む) ※	物理学実験*	物理学実験*	物理学実験*	
化学実験 (コンピュータ活用を含む) ※	栄養生物化学実験*	化学実験* 食品化学基礎実験  食品化学実験	栄養生物化学実験*	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む) ※	遺伝子工学実験* 微生物学実験* 比較生理学実験 動物組織学実験	微生物学実験* 食品微生物学実験	資源生物学実験*	
地学実験 (コンピュータ活用を含む) ※	地学実験*	地学実験*	地学実験*	
その他			科学技術論 科学技術論の諸問題 水圏環境教育学 水圏環境教育学実習 水圏環境コミュニケーション学実習 生命・環境倫理学の諸問題	

別表4 学芸員に関する科目

授業科目	年次及び単位数								備考	
	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
博物館学Ⅰ				2					2	本表の科目は、卒業に必要な単位に含まない。 水産教員養成課程の学生は「教育方法学」は卒業要件に含まれる。
博物館学Ⅱ					2(集中)				2	
博物館学Ⅲ						2			2	
博物館学Ⅳ					2(集中)				2	
博物館学Ⅴ						2			2	
博物館実習Ⅰ						2(集中)			2	
博物館実習Ⅱ							1(集中)		1	
博物館教育論			2						2	
生涯学習指導論			1						1	
生涯学習社会論			1						1	
教育方法学				2(集中)					2	
海洋植物学	年次及び単位数は別表2(3) 専門科目[海洋生物資源学科]のとお								大学指定科目 これらの科目から4単位以上を修得すること。	
海洋動物学	専門科目[海洋生物資源学科]のとお									
海洋生物学Ⅰ	年次及び単位数は海洋資源環境学部履修規則 別表2(5) 専門科目[海洋環境科学科]のとお									
海洋生物学Ⅱ	専門科目[海洋環境科学科]のとお									
海洋生物学Ⅲ										
生物学概論Ⅰ										

別表5 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格に関する科目

授業科目	年次及び単位数								備考	
	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
有機化学Ⅰ	年次及び単位数は別表2(5) 専門科目[食品生産科学科]のとお									
有機化学Ⅱ										
生物化学Ⅰ										
生物化学Ⅱ										
食品化学										
食品分析学										
食品化学基礎実験										
食品化学実験										
微生物学										
微生物学実験										
食品微生物学										
食品貯蔵学										
公衆衛生学										
食品衛生学										
食品生産科学入門実験										
食品工学										
食品生産学実習										
衛生微生物学										
資源利用化学										
食品加工学										
食品殺菌工学										
食品包装論										
食品保全化学										
食品冷凍学										

別表6 船舶職員養成施設の修了資格に関する科目

授業科目	年次及び単位数								備考	
	1年次		2年次		3年次		4年次			計
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
海洋計測学	年次及び単位数は海洋資源環境学部履修規則 別表2(6) 専門科目[海洋資源エネルギー学科]のとお								海洋政策文化学科所属の学生にあっては、この別表に定める科目のほかに、基礎科目「物理学」及び「化学」の単位を修得すること。	
応用情報学										
電気電子工学										
海上安全工学										
乗船実習Ⅰ										
乗船実習Ⅱ										
乗船実習Ⅲ										
乗船実習Ⅳ										
環境動態学Ⅱ	年次及び単位数は海洋資源環境学部履修規則 別表2(5) 専門科目[海洋環境科学科]のとお									
海事法規	年次及び単位数は別表2(7) 専門科目[海洋政策文化学科]のとお									

別表7 海技免許講習の修了資格に関する科目

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								計	備 考
	1年次		2年次		3年次		4年次			
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
乗船実習 I	年次及び単位数は海洋資源環境学部履修規則 別表2(6) 専門科目[海洋資源エネルギー学科]のとおり									レーダー観測者講習に関する科目
Basic English I	年次及び単位数は別表2(1) 総合科目のとおり									上級航海英語講習に関する科目 2単位以上修得すること。
Basic English II										
Effective English I										
Effective English II										
Interactive English I										
Interactive English II										

別表8 第一級海上特殊無線技士の資格に関する科目

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								計	備 考
	1年次		2年次		3年次		4年次			
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
海洋計測学	年次及び単位数は海洋資源環境学部履修規則 別表2(6) 専門科目[海洋資源エネルギー学科]のとおり									
乗船実習 I										
乗船実習 IV										

別表9 船舶衛生管理者の資格に関する科目

授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数								計	備 考
	1年次		2年次		3年次		4年次			
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
健康科学	年次及び単位数は別表2(1) 総合科目のとおり									
スポーツ I										
スポーツ II										
乗船実習 I	年次及び単位数は海洋資源環境学部履修規則 別表2(6) 専門科目[海洋資源エネルギー学科]のとおり									
乗船実習 II										
乗船実習 III										
乗船実習 IV										
海と健康	年次及び単位数は別表2(7) 専門科目[海洋政策文化学科]のとおり									